<u> 令和 2 年 3 月31日分</u>

庁名 札幌地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	Õ	
基準五1該当		4	4	2	1	3	1	1
うち公選法			0		, , , ,	0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		!	0	0	
総計	0	4	4	2	1	3	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月31日分

庁名 仙台地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	!	1	1	1	:	1	0	
うち公選法		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0		-	0	0	
基準五1該当		1	1	1	:	1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当	,	i	0			0	0	
うち公選法	·		0			0	0	
総計	. 0	2	2	2	0	2	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 仙台地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
			·	
				·

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

今和2年3月分

庁名 東京地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		0	0		•	0	0	
うち公選法			0		323300-300-3	0	0	
基準五1該当		6	6	6		6	0	
うち公選法			0	1		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	6	6	6	0	6	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 東京地方検察庁

令和2年3月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 横浜地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	0	3	3	3		3	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法	****		0			0	0	
総計	0	3	3	3	0	3	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 横浜地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 さいたま地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	. 0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		3	3	3		3	0	
うち公選法	1.00		0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法	100		0			0	0	
総計	0	3	3	3	0	3	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 さいたま地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				MATERIAL PROPERTY.
2		建筑造成以		\$3.55 P.S.
3				

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2年 3月31日分

庁名 水戸地方検察庁

C		***************************************						
		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	1
うち公選法		200 8000 00 2000 00 2000	0	1 5 50 40 40 1		0	0	**** *** * **** **
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0	, 4		0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 水戸地方検察庁

令和 2年 3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
1 5	是自由的地位	化数据 多	350000	建铁铁 经基层基金		
				P		

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月分

庁名 宇都宮地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
,	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		·	0			0	0	
うち公選法			0	1900		0	0	
基準五1該当		2	2		1	1	1	
うち公選法			0		•	0	0	
基準五2該当		:	0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	2	2	0	1	1	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場 合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を 指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 宇都宮地方検察庁

令和2年3月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月31日分

庁名

静岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	0	0	0		0	0	
うち公選法	!		0			0	0	
基準五1該当	0	. 0	0	0		0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 静岡地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2		該当		
1				
4				
5		•		
6				

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年4月10日分

庁名 甲府地方検察庁

		受 理	,		処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0	1		0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0	2		0	0	
うち公選法			0	1		0	0	
総計	0	. 1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2: 罪名別受理状況)

庁名 甲府地方検察庁

令和2年2月10日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
			The state of the s	

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月分

庁名 長野地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		90.0	0		:	0	0	
うち公選法			0	Ź		0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法			0	ı		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		ļ	0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 長野地方検察庁

令和2年3月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 名古屋高等検察庁

,		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当		İ	0			0	0	
うち公選法			0	**************************************	•	0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場 合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を 指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 名古屋高等検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 津地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		2	2	2		2	0	0
うち公選法			0		consideration foliates as a distribution of the fill of the foliation of t	· 0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	0
うち公選法			0		The special appears of the second	0	0	
基準五2該当			0	1		0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	3	3	3	0	3	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を 指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月31日分

庁名 京都地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法	,		0	•	,	0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法		1	1	1		1	0	
基準五2該当	·		0	1		0	0	
うち公選法			0		*** *** *** ***	0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 京都地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 大阪地方検察庁

		受 理			処 理	٠	未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	Ò	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		3	3	i		1	2	2
うち公選法			0	6'n tari ut at at a i a i a i a i a i a i a		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		·	0	0	
総計	0	3	3	1	0	1	2	2

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

- 3 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の 直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」ー処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめたト 通知する

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

疗名 大阪地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
	,					
	1 : 1.1	*		· \		
		該当なし	·			
	• • • •	, ; ,				
	•	'1'				
	, 1		*****			

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通 知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については,本庁でとりまとめた上,通知する。

特別基準風赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月分

庁名 神戸地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	·
うち公選法		-	0			0	0	
基準五1該当	0	2	2	2		2	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	2	2	2	0	2	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7.管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2: 罪名別受理状況)

庁名 神戸地方検察庁

令和2年3月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
		該当なし		
				,

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 奈良地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0	:		0	0	
うち公選法			0			0	0	···
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法		1	1	1		1	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては,(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 奈良地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1		ASSECTION 1		
2				
	NO CHIEF HAR CONTRACTOR OF THE		7	
		KL I		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月31日分

庁名 松江地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		6	6	1		1	5	5
うち公選法		1	1	1		1	0	
基準五2該当			0			Ó	0	
うち公選法	***************************************		0			0	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
総計	0	6	6	1	0	1	5	5

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 松江地方検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
1	接及机袋制	THE STATE OF		操作情意情情思思		
2			\$35,47,059	经开始的证明		
3	对影性色别性色					
4	MANAGE DE	RESERVE		数据。经验的经验		
5						
6						

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月分

庁名 岡山地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		4	4	4		4	0	
うち公選法	Ï		0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	4	4	4	0	4	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」ー処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 岡山地方検察庁

令和2年3月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 徳島地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	0
うち公選法		10, 117, 200, 200	0			0	0	0
基準五1該当		1	1	1		1	0	0
うち公選法			0			0	0	0
基準五2該当			0			0	0	0
うち公選法			0			0	0	0
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年3月31日分

庁名 福岡高等検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0		:	0	0	***
基準五1該当			0		· Almade	0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		* **	0	1	*******	0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡高等検察庁

令和2年3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
				•

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年4月10日分

庁名 福岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計 ′	件数	予定件数
基準四該当		1	1		1	1	0	
うち公選法	i I		0			0	0	
基準五1該当	0	2	2			0	2	2
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	3	3	0	1	1	2	2

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡地方検察庁

令和2年4月10日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2		E 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
3		194, 61	经验 经证据	
4	WAR SET			1882年28日
5		THE PERSON		(基) (15-55)
6		SESSEAN .		SHARA
7		NATIONAL .		WEST STATE
8				\$50°E-265
9				整理是7.5之件
10				编译图图 第

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2年 3月31日分

庁名 長崎地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	1		1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		•	0			0	0	
総計	1	1	2	1	0	1	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 長崎地方検察庁

令和 2年 3月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1		WE'NE		建设的企业

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年3月31日分

庁名 熊本地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0		,	0	0	
うち公選法			0		:	0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法		•	0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		i	0			0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 熊本地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名 刑の内容		願書受理日		
1				10000000000000000000000000000000000000		
				r		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。